

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊交規第201号

令和3年3月9日

熊本県道路交通規則における交通規制からの除外並びに通行許可及び駐車許可の運用について（通達）

見出しのことについては、これまで「熊本県道路交通規則における交通規制からの除外並びに通行許可及び駐車許可の運用について（通達）」（平成29年12月21日付け熊交規第685号）に基づき、その適正な運用を図ってきたところであるが、今後も引き続き、別添「熊本県道路交通規則における交通規制からの除外並びに通行許可及び駐車許可の運用解釈」のとおり取り扱うこととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出をもって前記通達は廃止する。

※ 別添（略）